

別表ア 特措法第 24 条第 9 項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の 種 類	施 設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている以下の店舗 バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホ ール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタ ジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝 馬投票券発売所 等

別表イ 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
(人が集まり、飲食につながる可能性がある施設)

施設の 種 類	施 設
遊興施設等	食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない以下の店舗 バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホ ール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタ ジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投 票券発売所 等
運動、 遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、マーじゃん店、パチンコ屋、ゲー ムセンター 等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等
集会・ 展示施設	集会場、公会堂、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館 等
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超）※ サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く） ※ 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等 製品又は燃料その他生活に欠かすことができない物 品の売場を除く

※ ネットカフェ・マンガ喫茶は感染防止対策が徹底されることを前提に施設の使用制限
等を行わない。

別表ウ 特措法によらない人数上限 5,000 人かつ収容率要件 50%以下の働きかけを行う施設

劇場、観覧場、映画館又は演芸場等
集会場、公会堂
展示場、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
運動施設、遊技場
博物館、美術館又は図書館

別表エ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、施設の使用制限等の要請を行わない施設

学校
保育所、介護老人保健施設等
大学等
生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品)の物品販売業を営む店舗
遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
サービス業を営む施設のうち、生活必需サービスを営む店舗
学習支援業を営む施設

※上記に関わらず、別表ア・イ・ウ・エについては国の事務連絡に基づき適宜対応する。